

第 24 回 議員定数等議会改革推進特別委員会記録

日 時：令和 3 年 3 月 24 日(水)

13 時 00 分 ～15 時 00 分

場 所：第 2 委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

議 題

- 1 陳情の取扱い・請願等の意見陳述について
- 2 政策討論会のあり方について
- 3 議員選出監査委員の廃止について
- 4 市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率について
- 5 その他

○次回開催 4 月 7 日(水) 10 時 00 分 全員協議会室

【議事の経過】

(開議 13時00分)

牛尾委員長

第24回議員定数等議会改革推進特別委員会を開会する。
出席委員は6名で定足数に達している。
西村委員から欠席の連絡を受けており、佐々木委員は少し遅れてこられる。

議題1 陳情の取扱い・請願等の意見陳述について

牛尾委員長

各会派に提出してもらった。順番に説明してもらおうか。山水海から。
(以下、各委員会代表者が提出資料をもとに説明)

牛尾委員長

今回最初に議論したいのは、市民参加ということで冒頭に陳述を担保することを試行的にやったが、1時間半くらいかかってしまう。当初予算に相当力を入れねばならないときに冒頭で時間を食ってしまった。全体を考えると、市民参加で優先的に冒頭に持ってきたが結果としてトータルで考えると果たしてそれでよかったのかという問題もあるかと思うので。その辺について試行として行ったので皆の意見を聞きたい。それでよいか。

下間書記

陳情についての意見一覧を先に出させてもらう。資料1-3は意見陳述について。意見陳述については各常任委員会から意見を出してもらったので、今回宿題として会派で話し合ってきてもらうようにはメールに書かなかったのだが、検討していただいた会派があるので、上のほうに山水海と超党はまだからは先ほど1枚紙があった。そこは入れているが、その下は各委員会からの意見である。

意見陳述自体に要した時間だが、請願の方は少し時間を超えてしまったが、持ち時間3分は守られている。結果的に皆さんが長いと思われたのは意見陳述者に対して質疑をされた分が、思った以上に長くなったかもしれない。その後の執行部に確認をする審査の部分もいつもより長かった。長いことが決して悪いわけではないと思う。執行部に現状を聞きながら審査したという意味では決して悪いわけではないと思うが、トータルとして確かに1時間くらいかかった。どの部分が長かったのか把握した上で議論しないと、いかにも意見陳述だけが悪かったということではなかったと思う。

牛尾委員長

陳情の文面に対する質問ではなく、陳述で新しいことを言われて、それに対する質問があつて長くなったことにも問題があるだろう。

先に陳情についてやろうか。

下間書記

資料1-4、1-5、1-6をつけている。陳情に対する考え方についてである。議長会というわけではないが「議会運営の実際」という全24巻くらいある本で、大抵どこの市議会も買っていて、運用に際して参考にする本で、その陳情に関するページである。黄色いマーカー部分になるほ

牛尾委員長

どというところではあった。

第1と第2は遵守されている。議会が扱うべき問題は当該団体の事務を対象としているものに限定すると。最初から4行目。第二は、陳情は当該団体の住民が提出したものに限定する。これは守られているから問題はないと思うだが。

笹田委員

85ページで、受け付けるが採択・不採択・議決しないところもあると書かれている。第三、第四、第五のところ。うちはできる限り審査しているが、今回は妥当なものかどうかの採択がまだ足りないように思った。それは会派でも話した。

牛尾委員長

今回のスキー事故の関係も執行部に説明を求めた際に、双方の弁護士間での問題になっているとのことだったが、審査に混乱して皆が採択したのかな。

笹田委員

第三から第六までは、ほとんど審査しない形である。

牛尾委員長

公明クラブからの説明を求めようか。意見をまとめた問題点と解決策を。

佐々木委員

(以下、資料をもとに説明)

牛尾委員長

皆重なっている部分と重なっていない部分もあるが、現状で既に陳情を受け付けできる状況なので、早目に問題点をまとめて。10項目つくったがあれに追記するかも含めて議論しなければならない。

笹田委員

ほかの会派の方も言われているが、書面できちんと内容がわからないという点をどうにか解決できないか。つくってもらった資料を見ると、「陳情の審査方法は地方自治法や会議規則に規定されておらず、各地方議会の自律権に任されている」とのことなので、その辺ももしルールづくりができるなら何かしら、まず書面を改善していく手もあるのかと思った。

牛尾委員長

今の笹田委員の意見は、他の委員も書き込んでいるので。受け付けのときのそれは言っているのだろうが。

下間書記

ホームページにも様式はつくっている。

牛尾委員長

にもかかわらず。

笹田委員

それはルールをつくるしかない。その書面に落とさない限りは配付のみになるとか。

牛尾委員長

逆に言えば、受け付けないわけにいかないから、受け付けるが配付のみになると。

下間書記

この様式を使わないと配付のみになるというのもどうなのかと思う。

牛尾委員長

様式云々ではなく、これについては書面で願意を書き込むようにするしかないのではないか。例えば質問のような陳情がある。陳情を受け付けないといけないから受け付けるのだろうが、そういうものは受け付けても審議対象にはしないとうたったほうがよいのではないか。何でも持っていけば受け付けて議論してくれるのだろうと勘違いされている向きもあるので。

下間書記

この様式が書きにくいか見てもらってもよいか。浜田市議会のホームページから見てほしい。

笹田委員

わかりやすいと思う。このとおりに書けばわかりそうな気がするが。

《 ホームページ内の記入例を皆で確認 》

牛尾委員長

わかりやすい。だから、真っさらな状態でこれを見て書き込む人は大勢いるが、ある種の意図を持って書く人はああなるのだとしか思えない。

笹田委員

ルールをつくっておかないと、また同じことの繰り返しになると思う。

小川委員

例えばスキー事故の関係で言うと、要旨は「スキー事故」しか書いてない。内容は「スキー事故の進展具合はどうか。事故から3年たつ。なぜこんなに長引いているのか」、これだけしかない。これで何を議会に対して陳情趣旨がわからない。これを受けて総務文教委員会に付託するとなるけどその判断というのは結局議長団と議会運営委員会の正副委員長の4人で話して、議長がこれはまずいという見解を持って議会運営委員会で意見を聞いて、これは付託できないだろうとなったときに、議会運営委員会の中で賛否を取ってやるのか、その辺のルールがはっきりわからないのだが。これでは全く趣旨がわからないということで。賛否を取っているのか。

牛尾委員長

賛否は取っている。

笹田委員

議会運営委員会で。会派で話し合ってくれと言っている。

小川委員

それで10項目に照らし合わせて。そのときにふるいにかけるのが難しいのではないか。そこにいろいろな利害関係とかそれに反対してどこか行ったときにはいろいろなことを考えたときに言われるとか難しい面が出て、まあよいかということにつながっているのだとしたら、あまりよい傾向ではない。

笹田委員

資料89ページに、「なぜ陳情の内容が不明確な場合不採択とするのか」とあるので、不採択にできる。内容について不採択としているのではなく、言っていることがわからないから不採択となっている。

下間書記

意見をつけることもできる。そのことを明確にしておこうと書いてある。

西田委員

不採択理由を明確にしておけば。

笹田委員

今の質問などはこれが適用できるようになれば、何を聞いているかわからないから不採択としたと説明して返せる。

牛尾委員長

考えてみれば何を要求しているかわからないものは審査できるはずがない。

笹田委員

そこをもう少し精査できるようにしないと、陳述を行ったのにマイナスに働いたら全く市民のためにならないし、そこをまず改善する必要があるかと。

牛尾委員長

今回陳述を聞いていて、診療所の問題で三浦さんが少し時間オーバーしたが、請願は出したが地域の気持ちを話したのはよかった。時間オーバーは別にしても。どうしても陳述したい人のためにあれを設けたのだ

が、違う方向に使う方もいらっしゃるの非常に残念だった。

ただ、市民参加の窓口としてやった。どのような市民がお見えになるかわからない。書面では完璧なものをつくっていただくのは義務としてやってもらわないと困るのではないか。

笹田委員

それを強くルールで決めて、もしだめだった場合はさっき言ったような内容がわからないので不明確なため不採択とする方法でくくるしかない。でないと事務局が苦勞する。しっかり促した上でルールをつくらな

牛尾委員長

今回、執行部の顔を見ていたが、やはり1時間半くらい経過するとみんな顔色が変わってくる。

笹田委員

うちの委員会では、特にある方に対する攻撃的な陳述が多かったので、あれを聞くと執行部もあまりよい気分はしないだろうと感じた。

牛尾委員長

各委員会を傍聴していても、休憩中にだらだらしゃべるとか、やはりよくない。委員会としての秩序が保たれてない。それを素通りさせておくと、もうルールも何もあったものでない。前の日に電話がかかっているいろいろとあるみたいな話もうわさで聞くが。私のところにはかかってこないが。その辺も含めて。

笹田委員

書面を指定することはできないのか。できるだろう、ルール上は。ならやってもよいのでは。自主性に任せるというなら。

古森局長

さっきの様式ではなくて。

笹田委員

様式をこれをお願いしますというルールを別につくろうと思えばつくれるのでは。

下間書記

ルールをつくることはできる。浜田市議会として。今回は請願もあったが、その場合もこの書式でないとだめだと伝えるのか。

笹田委員

請願は紹介議員がつくので、ある程度のことは教えてもらってできると思う。陳情者がわからないということで窓口を持ってきたときに相談しながら書きかえてもらって提出してもらうのか。

下間書記

つくってこられたのを、これではだめだから書きかえてもらうのか。

笹田委員

あらかじめそういうルールをつくっておいたほうが。今ずっとその意見が繰り返し出ているので。わかりにくいというのが。そういう方法も一つありかなと思う。

牛尾委員長

わからないことがあれば事務局に聞いてくれというのはどうか。一生懸命書いてきたものをはねるよりも、陳情書の書き方がわからない場合は事務局に問い合わせいただくとか。

下間書記

もちろんそれは今までもしている。わからないときは聞いてこられるし。

牛尾委員長

それをうたっておけば、そうでない場合に従ってもらわないといけないということにはならないか。

下間書記

一般に、例えば商工会議所などでも陳情をよくされるが、当然、なれておられるので自分たちの様式をつくって持ってこられる。しかしそれ

牛尾委員長

を今度からはこの様式に書きかえてくれと伝えることになるのか。それは現実的に大丈夫だと思われるか。

会議所などはなれているから、あえて紹介議員は要らないから陳情と言われる。陳情を提出するからという連絡はある。同席しなくてもよいからと言われて。入り口の問題を整理しないと。そうすれば事務局も、様式が整ってないものは、受け付けはするが配付のみにするとか。

小川委員

訂正してあるのは事務局でされるのか、それとも本人が訂正されるのか。

下間書記

誤字の訂正のことか。

小川委員

そう。

下間書記

事務局でやる。

小川委員

請願の場合は請願文書表をつくらないといけないので、それを見ながら打たないといけないが、陳情の場合は文書表がつかない。

下間書記

陳情文書表も以前はあったのだが。

小川委員

今はつくってないだろう。出されたものがそのまま出る。あれもめちゃくちゃではないか。誤字脱字も。

下間書記

誤字脱字はわかった時点で本人の了解を得て事務局で直している。

小川委員

事務局は陳情者の立場に立って親切に教えてあげるのだろうが、出してきたものはある意味あまり精査せずに時間の関係もあって出されたという。少し雑というか。そういうものを確認されないまま出すのもどうかと思っていた。出たものを事務局が相手の立場を尊重して受け付けるのもよいが、出たものを受け付けるか、受け付けないかということだけでよいのかと思って。そこまで事務局が気を回す必要があるのかということも逆に手間がかかる。なれてない人ならそのくらいしてあげたほうがよいのかもしれない。

下間書記

そういう思いで、誤字脱字がわかっているのにそのまま出すよりも訂正したほうがよいのかと思って補助はしたのだが、今度からそのまま出すべきだというなら事務局もそのようにやる。

小川委員

僕はそういう気持ち。請願文書表なら打ちかえないといけないから、そのときには真意がわからないといけないからというのがありますが、陳情の場合は文書表がないなら出たものをそのまま出してよいのでは。

牛尾委員長

普通なら陳情書を出したいとなると、よほどのことがないとそこに至らないと思うが、そうでない方もいらっしゃる。あの件数を出そうと思えばどうしてもいいかげんになる。全部がそうではないが。今回は市民参加として陳述を設定したから渡りに船みたいな形で乗ってもらっても、本来そういうものを使って請願なら請願内容を訴えたい人を対象に考えているのだが、自分の意見を言う発露の場所としていかにも利用しているように見えるような行為は、市民参加という本来の大事な目的からは外れるように見えこともあるというか。残念だ。

笹田委員

なぜこれをきっちりしないといけないかという、うちが意見陳述を

認めるからである。意見陳述を認めてオープンにする以上は、それなりのものを書いていただかないと、先ほど問題になったように適当なものを出されて陳述しますといったときにこの間も違うことを言われた。

そうなってくると課題が見えたのはよいことであるが、最初の入り口がきちんとしてないと陳述で変えられたり言い換えられたりしたら、その陳情の何を審査しているのかわからなくなるのが怖い。見れば一発で分かるような内容でないと、それに補足して思いがあればという話もあったがそれを認める以上は、出すほうもしっかりしたものを出してくれと強く言うべきだと思う。そうすれば本当に困った人のための市民サービスになるのでは。

牛尾委員長

今、貴重な意見が出た。一定の手法をこちらが示すことは必要だと思うので、まだ試行期間なので。それについてまたいろいろとクレームもあるかもしれないが例えば笹田委員が提案されたような趣旨に沿って入り口論をつくるのも一つの考え方だ。それで問題があればまた手を入れればよい。どこかで線引きしないと、このままでよいということにはならない。

笹田委員

あくまでもきちんとしたものが出ればよい話。書式のルールを決めようと言ったのも、そのほうがわかりやすいと思っただけ。整ったものが提出されればよい。今までがそういうものが出ないから、何かしら必要ではないかと。

牛尾委員長

この間の陳述を見ると陳述の時間は本人も気にして守っておられるので、そうしたら文面もそのルールがあると言えば本当なら守ってもらうのが当たり前なのだがそこまでに至ってないので、その入り口論を決めていくか。

小川委員

ビデオ撮影してYouTubeで流すことを前提にやっているから、今は演壇まで準備してもらって、そこでその時間は確保されてそれをやって自分で編集して流している。そのために皆が付き合わされている。中身以前にそういう体制になってないかを危惧する。そのことは公共の福祉に反してないだろうかという懸念がある。

また陳述をするかしないか丸をつける欄がある。19件全部するに丸をつけたから今回こうなったのだが、本人が陳述をすると言えば自動的に認めるかどうかについてもどうかと思ったのだが。足りないから言わせろというなら、足りるように書くべきというのが今までの議論だった。陳述した部分を加えてそこを記入すればしゃべる時間も節約できるというか。ということからするとあれだけしゃべるならその内容を書けばよいというのが皆の意見である。それを陳情者に伝えることも必要ではないか。

西田委員

陳情の書式にあるように、趣旨が明確に書いてあり、それに対する理由や背景が書いてある。書式はどういう形だろうと、趣旨と理由・背景が明確なら私は形にこだわらない。それが明確でないから陳述、課題が

出てくるのであって。それさえしっかりすればよいわけである。

あとは、それが明確でない場合にもし受け付けたとしたら、それは委員会で審査したときに中身が明確でないから基本的に不採択となってしまう。それは趣旨と理由・背景がないから不明確だから不採択ということで、委員会できちんと審査すれば。それだけのことである。そうすれば、次からはきちんと出すことを考えられるのでは。

笹田委員

それを委員会でやると陳述ができる。だから議会運営委員会で、趣旨がわからないため配付のみすれば委員会付託されないので、陳述はできない。

牛尾委員長

議会運営委員会でやはり関所をつくらないと次に行ってしまう。また陳述というのは陳情の文書に完璧なことが書いてあったとしても、字面を目で読むのと本人が生で陳述するのとはまた違うものがあるので、市民の権利として市民参加という形があってもよいと思う。ただそれが今うまく運用されてないから逆の部分で議論するのが残念なのだが。

今の西田委員と笹田委員の話をまとめて、とりあえず議会運営委員会でルールをつくってチェックするというのはどうか。入り口論の話。

古森局長

であれば今10項目定めてあるが、それに新たな項目を加えて議会運営委員会で判断するということか。

牛尾委員長

11番目か1番目にもってくるかは別として。

下間書記

今も「趣旨・願意等が不明確で判然としないもの」というのはあるのだが。加えるとすれば何か。「単なる質問に過ぎないもの」などか。

小川委員

10項目で十分だと思うが、この項目に当てはめてよいのかの判断が難しいのでは。提出された陳情書を見てこれならここに該当するから配付のみにする、といった判断ができるかどうか。そこが難しいのでは。

下間書記

それを議会運営委員会でしっかりやってもらわないといけない。

牛尾委員長

委員会によっては陳情者から委員の名前を言って採択してくれと声がかかったりする。

笹田委員

10項目あってももう少しわかりやすく審査できるようにしたほうがよい。議会運営委員会では会派で意見をまとめてきて言ってもらう必要があるのでは、わかりやすい内容が必要かと思う。市長が特段に認める規定があるではないか。あれに当てはめるときは、当てにくいのできちんと理由をつけて、配付すべきものの線引きをしっかりとすべきかと思う。議会運営委員会でも審査しにくい。

牛尾委員長

10項目をもう少し詳しくするか、幾つか追加するかのどちらかだろう。入り口を早く決めないといけないから今日はその10項目の検討をするか。もう少し追記するとか。どこかで決めないと。早く決めたほうが。受け付けはよいのか。

下間書記

受け付けは今も始まっているので、受けるのは何でも受ける。6月定例会議の開会1週間前の議会運営委員会で陳情付託の判断をするので、それまでに追加しないといけない。

今送った資料は芦屋市議会。芦屋市議会は(5)まで。これらは議長の供覧にとどめる。供覧なので要望書と同じような扱いか。

山口市議会の規程もご覧いただく。

(「これはよい」という声あり)

牛尾委員長

以前は側溝の改善が出て一応、採択はするが「ただし執行部において優先順位があるだろうから委ねるものとする」という附帯意見をつけていた。ただ、50年かかるようなものを採択しても、受けるほうは採択されたとなれば期待値が出る。

西田委員

山口市や芦屋市の基準にあるように、10項目の上にもう一つ種別、実現性とか達成されたとか実現性の有無など具体的にぴしやりと書いてあるのがよい。

牛尾委員長

山口を見ると西村議員が出した最低賃金のような、明らかに実現性がないところで。しかし請願で紹介議員がついているから。

古森局長

議会運営委員会のメンバーで判断することに。達成されたとか。執行部に聞かないとわからない部分もある。

笹田委員

そうである。今回の海石住宅の陳情は来たときに確認してから完結するならよいということで。できると聞かないとわからないので。

古森局長

議会運営委員会のときに来てもらうことになる。

牛尾委員長

それを事前に執行部と打ち合わせというか、ワンクッションを置くことはできないか。情報がなければ決めようがない。事前チェックするのは法的に問題があるのか。

下間書記

付託された審査ではなく、基準に該当するか、しないかの判断なので全然問題ない。執行部に来てもらって確認する方法はできる。お呼びしないといけないが。

牛尾委員長

議会運営委員会のメンバーで非公式にやるのではなく、議会運営委員会を開いてやればよいのか。

下間書記

はい。

笹田委員

議会運営委員会の事前打ち合わせがある。そのときに少し話を振ってもらえないか。

下間書記

正副委員長が知っておくだけでよいか。

笹田委員

いや、こういう話し合いをした結果、この陳情は済んでいることを確認したとか。

下間書記

そうなると正副委員長の責任が重くはなると思うが。

笹田委員

重くなるが、皆にきちんと審査してもらうには、きちんと情報を提供してあげないと。

牛尾委員長

議会運営委員会の日に委員長に報告すればよい。必要ないというよりも、状況を。

古森局長

それを非公式の場でやってよいかどうか。

下間書記

陳情者にとってみれば、わからないところで執行部と議会とが話を聞いて、そこで弾かれるかもしれないということ。

笹田委員	では審査するにしても、どこの部が来てもらえるかわからないわけだから。審査するかどうか。委員会に付託するのか、配付のみにするかを議会運営委員会で決めるときに、例えば産業建設委員会では何課に来てもらうかはそこで決まるのでは。
古森局長 笹田委員	来てもらうかどうかの判断はその4人で判断する、それはよいと思う。そこである程度の話はできる。審査ではなく。来てもらってこういう陳情があるので教えてほしいということだとどめておいて。そうすれば情報は皆に行くはずだから。
牛尾委員長	4人で話をしてもらって、議会運営委員会の日に案件ごとに「こういう報告を受けているがどうしようか」というのはどうかと思う。
下間書記 笹田委員	執行部に議会運営委員会の日に来てもらうのか、来てもらわないのか。来てもらって審査しないと秘密会になるとよろしくない。そのときにどこの課に来てもらうかという話が事前がない。4人で打ち合わせをやったときにそこそこ見えるのではないかと。
古森局長	陳情が出た段階で担当課はうちで把握して、4人のときに担当課を呼ぶか呼ばないかの判断をしてもらう。そして議会運営委員会の場でやりとりする流れか。
下間書記 笹田委員	4人のときには、執行部はいなくてよいか。聞きたいことがあるかもしれない。ある程度知っておかないと委員会を開催するのに、別に審査するわけではなく内容だけ確認しておいて。
牛尾委員長	それをしておいてもらって、議会運営委員会のときに委員長からこの件についてはこのように報告を受けていると。したがって10番の3番目に該当する案件なのだが委員の皆はどうだろうかと思っ、そこで決める。
古森局長	例えば20件出たときに、これとこれは聞かないといけない、これは明らかに付託してもよいなという、簡単に判断した上で4人のときにその該当課を呼んでやることになる。
牛尾委員長	そこでやるくらいしか、なかなか新たな場所というわけにいかないだろう。
古森局長	議会運営委員会の3日前が請願等の提出締切で、それを担当課が判断して1~2日前に正副委員長と議長団の4人でやって議会運営委員会の当日3日後にということか。
小川委員	全然違うことであるが、例えば今は三つの常任委員会に分けて前段で1時間半ずつやっているが、この陳情や請願だけを別日にやっているところはないのか。
下間書記 小川委員	うちは通年会期なのでできると思う。だから請願・陳情だけはまとめてそこでやるとすれば、各常任委員会の前段や後段ではなくてそれだけはまとめてやればそこだけに集中して、そこだけやろうということではほかの付託事件を置いてそれだけに集中できるのだが。そういう方法もあるのかなと全然見たことがないので

わからないのだが。それも考えられるのではないのかとするとお互いに今の形でやるとよくない気がしたので。さっきのような格好で4人で精査して幾らか文書だけで返して回して終わりにしようというのがある可能性がある。

例として今回19件提出があって半分付託、半分配付のみになるかもしれないがそういうふうに全く別日に請願・陳情はやると定めて、そこに執行部にも来てもらってやれば、1日かければできる。それは常任委員会と別できれば、それもありかなと思う。

笹田委員

打ち合わせのときに配付にするべきかどうかは審査していない。議会運営委員会でないとできないから。あくまでもこういうのが出たで終わり。1週間後の議会運営委員会で付託するべきものか配付にすべきものかをしっかり議論してくれという内容でメールを送っている。

議会運営委員会で議論するのだが、正直、大した議論をされない。そこが問題なので、どうすればきちんと議会運営委員会で議論してもらえるのかも課題である。

牛尾委員長

議会運営委員会でもっとしっかりたたかえないといけないのだが、その前段の会派内で陳情の扱いについて議論をしてもらわないとどうにもならないということだろう。

小川委員が言われたように別日を1日設けるとなると、委員会ごとに陳情審査となると3日かかるし、三つの委員会を一発でやるとあちこち陳情を出しておられる方から苦情も来るだろうし。ただ、陳情審査が1日で終わるかもしれないが。試行期間なので今は入り口を決めたほうが。

西田委員

陳情審査だけするときも執行部の出席は要るのか。

下間書記

必要であれば。

牛尾委員長

余分に拘束するのは間違いない。試行的に今は冒頭で、市民参加を優先してやっているから執行部もなれないからいらつきも見えたのだが、それになれてくればそういうこともないだろう。

古森局長

議会は基本的には10時から5時までという原則があるわけだから、時間が長いことをというのは理由にしにくい。

笹田委員

長いというのは一切関係ない。

牛尾委員長

今の笹田委員からの提案で答弁を受けられれば、現行の中でいえば試行してやる中で一番優れたアイデアではないかと思うのだが。決めてもその都度問題があれば手を入れないといけないので。

笹田委員

入り口でしっかりやらないといけないルールづくりが絶対大事になってくるので。芦屋市と山口市を参考にしながら10項目を増やすのか、山口市の12番「明らかに営業目的と判断できるもの」というのはうちにはない部分。今回の指定管理者を外されて指定管理の話は営利目的と捉えられる可能性も出てくる。そういうことも判断基準になると思う。

一番大事なのはしっかり書いてもらうこと。そこをもう少し、このままでよいではなくルールをつくっておかないと。趣旨がわからないもの

は配付のみになるといったようなことをつくっておかないと、ずっと同じことが繰り返される。内容がわからないものは審査する前に、これはわかりにくいということで返せるようなルールをつくっておかないといけない。議会運営委員会で諮る前に。

古森局長
笹田委員

事務局でということか。

事務局では判断できないと思うので、ルールを、どういう内容ならそれが適用できるかをつくっておかないといけないと思う。でないとも永久にきちんと書いてこない。これはずっと言い続けてきているのだから。事務局が苦勞して、誤字脱字を直し、趣旨をわかりやすくしてくれと言ってもこの状態を出すのが常なので。

牛尾委員長

ただ、3分間の意見陳述については守らないとなくなると彼が思ったから、ああして読み込んで3分で終わるようにやってきた。

笹田委員

必要なものは陳述を聞いて審議すべきだと思うが、それをしない限りは100件出されたら全部やることになる。しっかり書いてもらうことを大原則にするべきだと思う。うちの会派でもそういう意見が出た。書いてあることもわからないのに陳述させてどうするのかという意見も出た。事務局を通して話しても、なぜあのようなものを受け付けるのかと言われるので。やはり受け付ける以上は改善してもらいたい。受け付けたら基準のもとで扱うべき。

牛尾委員長

市民参加の窓口を広げるという意味で、性善説で陳述は試行的にやっているのだから、それをそうでない方向でされると非常に辛いものがある。ただどこかでルールを決めないと笹田委員が言われるように、なし崩しになってしまっただけではいけないので。

今出たような意見で、正副と事務局で試案をつくるか。ここでやるにはもう少し時間がかかりそうだから。

下間書記

基準を追加する方向性か。

牛尾委員長

今まで出たような議論を入れて。

佐々木委員

そもそもこの「議会運営のなぜ」には、陳情は住民の代表的な権利の一つだから、議長が当該団体の事務でないことを理由に受理を拒否することはできないと書いてある。その中でいろいろな条件をつけることがどの程度担保されるのか。内容や趣旨がわからないという分は拒否するも何も内容がわからないので審議できないので当然不採択になる案件である。いろいろルールを決めてかけるのも一つのやり方かもしれないが。

笹田委員

それは佐々木委員が来られる前に議論した。

牛尾委員長

89ページに「なぜ陳情の内容が不明確な場合に不採択にするのか」というのがある。

佐々木委員

だから不採択とすれば普通はスムーズに流れる。ところがこちらは陳述をやっているから、それが明らかになる可能性もあるのだが、本来わからないものは陳述できないルールなどとして線引きするのも入り口論の話になるかと思う。

下間書記
佐々木委員
下間書記

ルールはあまり決めてはいけないのか。
今は、わからないものは陳述しなければよい。
できない。

意味合いがわからないものは取扱基準の8番にあるので、そこで本来なら弾かれて委員会付託されないのでは意見陳述もできないとなっていたはずである。しかしこれが議会運営委員会ではなされていない。(8)に該当との判断をしたころは一度もない。

牛尾委員長
佐々木委員
牛尾委員長

本来蹴っておかないといけない。
意味がわからないなら本来そこでやれば一番スムーズだと思うので。
それは意見として出ているので書こうと思う。要旨がわからない陳情は受け付けない、もしくは不採択だと。

古森局長

だからそれが今(8)にあるので、それでいくか、文言を変えて調整するか。

佐々木委員

先ほどの営業云々は加えてもよいかもしれないが、それ以上に何かつけ加えるといっても、あまりもう考えにくい。

笹田委員
下間書記
笹田委員
下間書記

出す人はこの取扱基準などわからないわけだろう。
ホームページには出ている。
それをいちいち読んで出す人はいないだろう。
通常は、普通の陳情が多いのであまり該当することがないと言えな
いのだが。

牛尾委員長

年間の陳情を見ても、あの人以外の陳情は普通の陳情だから、これほど悩むことはないのだが。

古森局長

議会運営委員会で配付のみとしたものは10項目中の何番目の項目でこうなる、という形で通知しているから、10項目あることは理解しておられると思う。

笹田委員

ここで例えば(8)に該当すると「わからないならしゃべらせろ」という話になりかねない。わからないなら聞いてくれと。だから出す前にそれを言っておかないと。書く前に。それで配付のみとされたら陳述はできないのだから、話がしたいなら委員会付託されるようにきちんと書いてくれと言っておかないと、きちんとしたものが返ってこない。配付のみになったと言うしかない。

牛尾委員長
佐々木委員
笹田委員
佐々木委員

そうすればきちんと書くべきことは書くだろうなど。
そういうことをルール化するのはよいのか。
よい。

「議会運営のなぜ」で「事務でないことを理由に受理を拒否することはできない」というのとは意味が違うということか。

笹田委員

86ページに書いてある。地方自治法や会議規則に規定されていないから自分らで決めろと。

牛尾委員長
佐々木委員

地方議会の自律権の部分。
自律権の中に入り口でどうするかが入るのか。

牛尾委員長
西田委員

だから芦屋市議会や山口市議会を参考にしている。

令和2年3月定例会議から浜田市議会の陳情の基準、10項目あるが、これが結局今まで生かされてなかった。これが生かせれば89ページの分も入っているし、それにプラスして芦屋と山口の市議会の文言でアレンジできるか、1項目追加するか。その辺でもう一度基準を明確にして、それを実行するように。結局今まで、願意が不明確のまま受け付けていたということなので、10項目をもう一度きちんと生かさねば。

牛尾委員長
西川副委員長

それは議員一人一人の頭に入れておいてもらわないといけない。

ルールは今もできていると思う。その運用がはっきりしないということなので、10項目の過不足は別として、受け付けて議会運営委員会で精査して基準に該当するかどうか、そのルールをきちんと運用すること。

山口市の13番、14番で、「願意が明らかでなく、かつ陳情者と連絡が取れないもの」「陳情者に確認しても、なお願意が明らかでないもの」というのが多分、受けた後のやりとりだと思う。一度受けて、書面がきちんとできていないとやりとりして、という意味ではないか。

牛尾委員長
西川副委員長

そうだろう。

受けてすぐペケではなく、受けたものを一度差し戻すことをルールに入れれば。

古森局長
西川副委員長

議会運営委員会に諮る前に事務局でやりとりして直すという意味か。

その手続きのためにまた議会運営委員会を開かないといけないのならあれだが。難しいのか。

下間書記

一度出して、後で直させてくれるならいくらでも直すと言われたこともある。そうしたらずっと引きずっていくことになる。

笹田委員

西川副委員長が言われたように基準はあるので、その運用をやりやすくするためには過不足分を足して、しっかりしたルールのもとやれるものをつくったほうがよい。大分見えてきたので。

牛尾委員長

各議員にルールブックのようなものを渡して。それを真剣にやらないと、せめて議会運営委員会で発言するものについては最低でも10項目で判断できるようにしないと。ルールを10項目プラスアルファにするかどうかも含めて、次回に試案を示したい。この件はそれで了解をお願いする。

笹田委員

書くときも、例も書いてもらうための何かを。同じものなら意味がない。

牛尾委員長

10番に入っていないか。

笹田委員

8番が入っている。

牛尾委員長

8番の内容は1番にもってきたほうがよいのでは。わかりやすく書いてないとだめですよ。

小川委員

書面主義をきちんと打ち出す必要がある。見てわからないものは出してもだめだということが、わかりやすくする必要はある。

牛尾委員長

議長・市長メールに名前を出してもよいのではないかという意見があ

ったが、今でもネット上でいろいろたたかれている。何名かの議員も相当言われている。

では今の件はそういうことで次回に、事務局だけでなく正副も一緒に。よろしく願います。

35分まで休憩とする。

[14時27分 休憩]

[14時34分 再開]

牛尾委員長

残りの議題で今日どうしてもやっておきたいというものはあるか。僕は4番がまだ一度も触ってないのでやっておきたいと思うのだが。皆の意見を伺いながら、限られた時間内で残り三つのうちどれかをやりたいと思うが。

西田委員

4番の「市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率について」は、趣旨は何ら問題ないと思うが、この項目を出された理由・背景は現状どうなのか。確かに市議会議員の中に若者や女性が少ないのは事実だが。どこも多少なり似たようなところはある。しかし浜田市においてこういう項目で出されるのは、何を目的とするのか、どういうところを目指すのか。何人まで、比率をどうするか、そこまで具体的に考えてのことか、それともざっくりばらんにいろいろな意見を交換して、若者や女性が市議会議員になるために何かよい案があれば表に出してということなのか。その辺がどうなのか。

西川副委員長

後半の男女比率については私から出した。今は男女共同参画やジェンダー平等を言われていて、オリンピック組織委員会でもいろいろあったこの時期なので、浜田市議会としての基本的な考え方を明らかにする意味で議論したらどうかと思っている。クォーター制など議席を割り当てる制度もあったりするのだが、ほかの地方議会がどうしているかを参考に方向性を議論するのがよいと思って提案した。

牛尾委員長

前段は僕からの提案である。前回の選挙で大田市議会は無投票で今回は定数を二つ削って18となる。浜田市議会は定数割れするようなことはないと思うが、議会がどういうものか、手を挙げやすいか、参加しやすいかは普通の人にはわかりにくいと思うので、例えば議会報告の一環で次の時代を背負うような議員が現れてくるような仕掛けをする必要があるのではないか。出るかどうかは別としても。やってみようと思えるような機会や場所をどこかにつくって仕掛けていく必要があるのではと思って前半に書いた。

笹田委員

なるべく片づけやすいというか、特別委員会も限りがあるので完結に向かうのが近いところを議論したほうがよい。先日道下議員も来たが、監査委員のことなどもある程度早目に決めるべきだと思うので、少しでも前に進めたほうがよいのでは。

牛尾委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

議題3 議員選出監査委員の廃止について

- 牛尾委員長 笹田委員が言ったように新旧の監査委員から意見聴取させてもらったので、3番は今日の残りの時間でやろうと思う。
- 西田委員 この間は道下監査委員から、その前は佐々木委員から監査経験者としていろいろなことを発表してもらったが、引き続きどうだろうか。お二人の意見を聞いた上での反応は。
- 笹田委員 最初の項目が出たときには、監査委員は議会選出では無理というか、専門の方に任せたいほうがよいのかという気もしていたのだが、佐々木委員の経験談や、会派の中で経験者の澁谷議員の話など聞いていくうちに、議会なりの監査も必要だという思いが湧いてきた。
- 牛尾委員長 私は逆で議選は必要ないと思う。ただ予算の関係もあるので、新しい監査を置くとなるともう少し予算がかかってくると思う。滋賀県大津市議会の清水氏の資料を見て、そういうことも推進して考えるべきではないかと思った。
- 沖田委員 難しい話だが、自分は議選監査委員は必要だと思う。理由としては、議会は市民代表でありその目線からの監査は必要だというのが理由である。
- 佐々木委員 経験上は議選監査は機能しているし、させるべきだし、出る以上は機能しなくてはいけない。ただ、長い目で見たときに行政的な見地からも監査できるような人を育てていくのも、これは外部監査も含めてだが、議選監査よりはるかに経費がかかることになるが、それはそれで全くゼロではない。少ない経費で費用対効果を考えた場合は、市民サイドという立場でもあり議選監査は機能するし妥当性がある気がする。
- 小川委員 経験された方々の意見を聞かせてもらい、議会選出の監査委員はやはり必要かと思っている。なられた方が任期中に守秘義務などもあり、議員全体の情報共有はなかったと思うが、少し工夫すればその辺もやっているとところもあるようだ。もう少しそういう面で、一人だけの認識でとどまるのではなく議会全体でそういう姿勢が持てる工夫をすれば、もっとよいものになるのでは。なった方だけの努力に委ねている部分があるので。より工夫したほうがよいということはあるが、議選でない監査は財政的な部分だけのお金のチェックであり、実際の効果や評価はやはり議会側の監査委員でないといやりにくい面が多分にあるように思う。
- 西川副委員長 必要ないだろうと思っていたが、この間の経験者のご意見を伺って、意味はあるのだとは思った。議員数も減る中、議員が一人向こう側に座っているのはやはり少し違和感がある。議員としても監査にいなくてもある程度チェックはできると思うので、議員はチェックに専念してよいかと思い、必要ないという意見である。
- 牛尾委員長 このメンバーでいけば専門監査の下に必要だという方向が多いが。ただここで残すという人が多くても、議会全体で諮るとそうではない

佐々木委員

かもしれない。

委員長が言うように、議会全体の見識を深めないと、大津市議会もそうだがいろいろな研修や情報を得ることをやった上での判断をしたわけで、すぐに判断できる案件ではないと思う。

外部や専門性を高めるためにほかにやるということであれば、この限りではないかもしれないが。内情をしっかりと皆が知る必要がある。

牛尾委員長

一昨年に大津市議会に視察の申し入れをしたのだが、断られて福知山に行ったかな。福知山市も相当レベルは高い。大津市は中国5県に入らないのでは視察に行けないのか。本当は大津や西脇くらいに行けたら理想的なのだが。

笹田委員

議員ではなく職員が変えたのがすごい。

牛尾委員長

例えば現状を続けるにしても予算は当然監査の議員を外すわけにいかないだろうが、予算決算委員会だけでも監査委員を外したほうがよい気がするのだが。

下間書記

わかるのだがそこだけ委員を外すことはできない。

牛尾委員長

そこだけを外せないからどうなのだろうかということになる。

古森局長

補正予算時は委員で参加して決算だけを委員外議員とする。

下間書記

予算委員会と決算委員会とにまた分ければ。

牛尾委員長

やはり予算決算は一体だという考え方からすれば、それぞれ特別委員会をつくと議論が深まるとこの間澁谷議員が言ったが、決算だけの委員会は人気がない。特に改選期は決算委員会に皆出たがらない。選挙が迫っているから。だから引退する人が中心に座っている。そうならないためには予算決算を一体とする。となると外すのは難しい。

下間書記

予算委員会を議長を除く全議員、決算委員会を議長・監査委員を除く全議員というような委員会にすることはできる。特別委員会ではなく。

牛尾委員長

だからそういう委員会にすれば問題ないのではと思う。ルールを決めれば。ただそうすると監査になったものが予算について触れないのか。

下間書記

予算と決算は別物の委員会なので。

牛尾委員長

議長はどちらも外れるが、監査委員の場合は予算は入るが決算は外れるようにすれば、議選の監査がいてもおかしくないという考え方もあると思う。どこかの議会でそういったケースがあったかと思う。

下間書記

常任委員会が増えることになる。予算委員会の委員長と、決算委員会の委員長が、同じ人かもしれないし、別の人かもしれないが、委員会としては別となるので。

牛尾委員長

それだと難しい。

古森局長

9月は補正の日は出て、決算の日はでなくてよいということ。

牛尾委員長

それも難しい。ぱっとできそうなこととそうでないことがある。この間の道下議員や佐々木委員の話を含めて議選の監査もそろそろよいかないと実は思っていたが、たまたま広域でも監査の勉強会に参加すると聞いて上野議員が勉強になったと言っていた。勉強になることと議選の監査

が要ることは、次元の違う話だと思っている。ここまで来ると専門職の方に委ねてもよいのでは。あえて委員長の意見を言わせてもらえば、そういう時期に来ているのは間違いない。ただ、議会全体の総意は必要なので、これはもう少し、会派でもう一度今のような話を平等に出してもらって、どうだろうかと、答えは一緒かもしれないが。

佐々木委員

会派で見識を深めるのは難しいかもしれないので、監査委員事務局職員でもよいし、監査委員でもよいが、セミナーというか何かしら話をしてもらおう機会を経た上で、全議員に監査委員とは何かを議論してもらったほうが、議論になると思う。

牛尾委員長

誰もが監査委員になるわけではないので、全体として監査がどのようなものか全体の議員にレクチャーをしてもらわないと頭に入らない。全員協議会あたりで監査委員についての勉強会をやればどうだろうか。このメンバーだけでやると、会派に持ち帰ってもほかのものが監査の勉強をしていないのに議論するのは難しいだろう。

佐々木委員

経験者がいればまた違うのだろうが。

古森局長

議会運営委員会でやる予定が中止になってしまった。

下間書記

お願いしたらやっていただけの方だったのだが、コロナの関係で。

牛尾委員長

どこかでそれをやってもらえないか。リモートでもよいのでは。

沖田委員

リモートを断られた。

牛尾委員長

もう講師に来てもらって十分注意してやることは可能ではないか。例えば本会議場で講演してもらおうとか。それを最初にやっておかないと、議論が深まらない気がする。

佐々木委員

もう1個、資料がないがもう一つ議選監査の監査委員を継続したところだがこれもいろいろな研修をしたり廣瀬氏を呼んで講演会をしたり、特別チームをつくってそこで議論したりして結果を出しているので、少なくとも1、2度は専門的な話を聞く必要があるかも。

牛尾委員長

局長、今の線で一度やってみよう。

古森局長

議会運営委員会の研修会で流れたものを、監査委員選出部分の廃止を検討するためにということではなくて。

牛尾委員長

議選の監査とはどのようなことをやるのかという。

下間書記

監査とは、という。

笹田委員

中止でなく延期という形でぜひやってほしいとずっと言われている。なのでこの機会にもう一度お願いするしかない。

佐々木委員

ただ、県外の人との接触は。

古森局長

飲食以外は問題ない。

牛尾委員長

では今の件はそういうことで。局長、ぜひお願いする。

古森局長

時期的なものは相手方の都合によるが、ただこちらとしてはいつころという思いがあるか。

牛尾委員長

5月、6月でよいのでは。4月でも。

古森局長

4月は事務局が中国議長会の件で慌ただしいので。

牛尾委員長
古森局長
下間書記
牛尾委員長

定例会議を外して5、6、7月くらいで。8、9月は厳しいから。

もし廃止するなら。

途中からでもできないことはないのです。

この委員会だけでも議選監査は必要だという方が4人いらっしゃるの
で、なかなか、講演会をやって皆の頭にきちんと入らないと、議選監査
を廃止するところまではいかない。講演会次第だと思う。

古森局長
牛尾委員長
笹田委員
牛尾委員長
古森局長

確認だが、この委員会ではなく議会運営委員会主催でよいか。

議会運営委員会主催でよい。

延期という扱いにしているので。

ということで今日はこの程度でおこうと思う。次回の予定を。

陳情はそのまま受け付けて、あとは議会運営委員会で調整ということ
であれば今のやり方を当面は変えなくてよいか。受け付け時点から変え
るとなれば急がないといけませんが。

下間書記

意見陳述も今までのように一応3分でできることになっているという
スタンスは変えなくてよいか。

牛尾委員長

変えなくてよい。

《 以下、次回日程調整 》

では4月7日の10時から。

以上で議員定数等議会改革推進特別委員会を終了する。

(閉議 15時00分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により委員会記録を作成する。

議員定数等議会改革推進特別委員会 委員長 牛尾 昭

⑩